

平成29年度 市町村職員研修助成事業実施要領

(公財) 新潟県市町村振興協会

県内市町村の職員が、国内及び海外における研修等に参加する費用の一部を助成することにより、市町村の経費の負担を軽減するとともに、職員の研修機会を促進し、もって職員の資質の向上を図るため、次の助成事業を実施する。

I 中央研修

1 助成対象

市町村職員中央研修所（以下「中央研修所」という。）における研修を修了した一般職員（以下「職員」という。）及び特別セミナー修了者（市町村長等）を対象とする。

なお、臨時セミナー修了者についても助成対象とする。

2 助成基準

助成金は、中央研修所から通知される研修受講経費の三分の二（千円未満切上げ）とする。

3 助成金の請求

市町村長は、職員が研修を修了した場合、速やかに別記様式1により次の区分のとおり助成金の請求を行うものとする。

- (1) 研修時期が4月から8月は、平成29年9月12日までに請求
- (2) 研修時期が9月から3月は、平成30年3月12日までに請求

4 助成金の交付

助成金は、前項の請求があつてから、次の区分により交付するとともに、別記様式2により当該市町村長に通知する。

- (1) 平成29年9月12日までの請求は、9月下旬交付
- (2) 平成30年3月12日までの請求は、3月下旬交付

II 国際文化研修

1 助成対象

全国市町村国際文化研修所（以下「国際文化研修所」という。）における研修を修了した一般職員（以下「職員」という。）及び特別セミナー修了者（市町村長等）を対象とする。

なお、臨時セミナー修了者についても助成対象とする。

2 助成基準

助成金は、国際文化研修所から通知される研修受講経費の三分の二（千円未満切上げ）とする。

なお、国際文化研修所が実施する海外研修で特別交付税が財政措置される場合は、研修経費から当該金額を控除した額の三分の二とする。

3 助成金の請求

市町村長は、職員が研修を修了した場合、速やかに別記様式3により次の区分のとおり助成金の請求を行うものとする。

- (1) 研修時期が4月から8月は、平成29年9月12日までに請求
- (2) 研修時期が9月から3月は、平成30年3月12日までに請求

4 助成金の交付

助成金は、前項の請求があつてから、次の区分により交付するとともに、別記様式4により当該市町村長に通知する。

- (1) 平成29年9月12日までの請求は、9月下旬交付
- (2) 平成30年3月12日までの請求は、3月下旬交付

III 海外調査、研修

1 助成対象

市町村において実施する市町村職員（特別職を含む）の海外調査、研修事業（以下「研修等」という。）で、次に掲げる事業に対し助成する。

- (1) 市町村単独で実施する事業に参加する場合
- (2) 数市町村が合同で実施する事業に参加する場合
- (3) 市町村等公共的団体職員を対象として他の機関団体等が実施する研修等に市町村が経費を負担して参加する場合

(注) 研修事業の助成にあたっては、対象事業が真に研修と認められる事業のみを対象とする。

2 助成対象団体及び助成対象経費

助成の対象は市町村とし、助成対象経費は市町村が支出した研修等経費のうち、国外において必要とした経費とする。

なお、国外における日当及び支度料は助成対象経費とする。

3 助成基準

- (1) 助成割合 助成対象経費の二分の一以内（万円未満切捨て）
- (2) 助成限度額 一人当たり 35万円
一市町村当たり 175万円を限度とする。

(3) 助成人員 予算の範囲内で決定する。

4 助成の申込み

助成の申込みは別記様式5により、市町村振興協会に申し込むものとする。

5 助成申込期限

(1) 市町村実施分

ア 助成事業実施前に申し込むものとする。

イ 平成30年1月から3月までの間に助成事業を実施する場合は、平成29年12月15日までに申し込むものとする。

6 助成人数の調整

予算を超える申込みがあったときは、市長会及び町村会と協議して、調整する。

7 助成金の交付決定

助成金の交付を決定したときは、当該市町村長に対し、別記様式6により通知する。

8 助成事業実施結果の報告

助成事業を実施したときは、30日以内に別記様式7の実績報告書（兼請求書）に復命書の写しを添付し提出するものとする。

9 助成金の確定交付

助成金は、前記8の助成事業実績報告書（兼請求書）にもとづき交付額を確定し、当該町村長に別記様式8により通知する。

10 助成手続きの特例

研修等を主催する団体の長が、主催研修等に職員を派遣した市町村長から、助成に関する手続きを一任された場合は、主催団体の長は前記4及び8の手続きをそれぞれ一括して行うことができるものとする。

IV その他研修

前記ⅠからⅢ以外の研修で、市町村の技術職員等を対象とした研修で別途理事長が定める研修については、中央研修にならない助成対象とする。